

こんにちは 家畜保健衛生所です

平成25年4月16日

高病原性鳥インフルエンザの通報要件の見直しについて ～通報の例外が新たに追加されました～

これまでは、
家きん舎毎に1日の家きんの死亡率が直近21日間に
おける平均の死亡率の2倍以上になる場合

家保へ
通報

【通報の例外】

- ・飼養管理のための設備の故障
- ・気温の急激な変化
- ・火災、風水害
- ・その他の非常災害等
- ・平均死亡率0羽の鶏舎で1羽死亡した場合

通報の
必要なし

例外の追加事項(平成25年4月1日～)

- ・21日齢以下のひなが死亡していても、
その家きん舎におけるひなの平均的な死
亡率の2倍未満の場合
- ・強制換羽中の家きんが死亡していても、
その家きん舎における強制換羽による平
均的な死亡率の2倍未満の場合

通報の
必要なし

今回追加された通報除外の条件を適用するため
には、平均的な死亡率等を設定し、通報を必要とし
ない条件を整理する必要があります。

まずは、家畜保健衛生所にご相談ください。

家畜保健衛生所 業務第一課
〒639-1123
大和郡山市筒井町600-3
TEL : 0743-59-1700
FAX : 0743-59-1740